

地域雇用開発助成金（能登半島地震特例）の 計画書提出期限を延長しました

能登6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）で事業所の設置・整備、雇入れを行う事業主に対して支給される「地域雇用開発助成金（能登半島地震特例）」は、

計画書の提出期限を令和8年3月31日まで延長しました。

「能登半島地震特例」の制度概要

令和6年能登半島地震による被災地域の雇用機会を確保するため、能登6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）における事業主に対し、

- ①地震に伴う破損等の修理・修繕費用や設置・整備に要した費用
 - ②従業員の雇入れにより増加した人数
- に応じて一定金額を最大3年間（3回）支給します。

地震特例は、朱書き部分を従来の助成金要件から拡大・緩和しています

①対象施設の設置・整備費用の範囲拡大 ②対象となる労働者の範囲拡大

- 雇用拡大のために必要な施設または設備の新設、増設、購入、賃借に要した費用
- 能登半島地震からの復旧のために行った修理・修繕に要した費用
- 宿舍の新設、増設、購入、賃借の費用や通勤車両（借り上げた通勤車両）に要した費用

- ハローワークなどの紹介によって雇い入れる求職者
- 令和6年1月1日から同年6月30日の間に、能登半島地震により一時離職した者※

※能登半島地震により雇用保険の特例措置による離職票の交付を受けた者

※地震による休業票を発行した後で、社会保険の喪失届等により、雇用保険上の一時離職の状態であることが確認できた場合も相談に応じます

③支給額の引き上げおよび設置・設備費用、対象労働者数の要件緩和

設置・整備 費用(円)	対象労働者の増加人数(人) ()内は創業の場合のみ適用			
	2人	3(2)~4人	5~9人	10人以上~
100万円以上 300万円未満	30万円	50万円	80万円	100万円
300万円以上 1,000万円未満	60万円	100万円	160万円	300万円
1,000万円以上 3,000万円未満	80万円	120万円	200万円	400万円
3,000万円以上 5,000万円未満	120万円	180万円	300万円	600万円
5,000万円以上	160万円	240万円	400万円	800万円

裏面及び下記QRコードに、
地域雇用開発助成金（能登
半島地震特例）の主な支給
要件をまとめていますので、
ご参照ください

支給申請の手引き



※上記表の額は1回の助成額（1年ごとに「最大」3回支給）

主な支給要件

- 能登6市町において、事業所の設置・整備、**雇入れを行った事業主**であること
- **令和8年3月31日までの間に計画書を提出すること**
※計画を開始する日から事業所の設置・整備および雇入れ完了までの期間は最大18ヶ月です。
- **以下の者を雇い入れること**
ハローワーク等の紹介による労働者または**令和6年1月1日から同年6月30日の間に能登半島地震により一時離職した者（能登半島地震により雇用保険の特例措置による離職票の交付を受けた者）**であって、本助成金受給後も継続して雇用される見込みがある者。
※その他、対象労働者の要件があります。
- 事業所の設置・整備費用が1点あたり20万円以上で、合計額が100万円以上であること
 - ・修理・修繕費用 ※能登半島地震に伴う被災等により必要になったものに限る。
 - ・宿舍の新設、増設、購入、賃借費用、通勤車両費用（従業員の通勤に活用する借り上げた通勤車両）も対象になります。
- 事業所の被保険者数が増加していること
※計画を開始する日の前日と完了日と比較して、増加した被保険者の人数が対象労働者の人数の上限となります。
- 労働関係法令を遵守していること

※国の補助金等（地方公表団体を通じた間接補助金を含みます）の交付を受けている、または受けようとしている施設・設備も、費用総額との差額分（自己負担分）が算定対象として認められます。

(例)	設置・整備費用総額 1,000万円	
	700万円	300万円
	・なりわい再建支援補助金(補助率3/4) ・小規模事業者持続化補助金(補助率2/3) 等	自己負担分

※100万円以上の経費で助成金の対象となる可能性がありますので石川労働局へご相談ください。

受給の手続き（最大3年間）

□ : 労働局への申請手続き ■ : 事業所内で行う取り組み（設置・整備+**雇入れ**）

計画開始 ①「**計画書**」などの必要書類を石川労働局長に提出する

計画期間（最長18か月）

- ② 地域の雇用拡大のために必要な事業所の設置・整備を行う（100万円以上）
- ③ 支給要件を満たす**労働者を雇入れ**、2人以上増加させる

計画完了 ④「**完了届（第1回支給申請書）**」などの必要書類を石川労働局長に提出する

1年間

被保険者数の維持 対象労働者数の維持 対象労働者の定着

支給申請 ⑤「**支給申請書（2回目）**」などの必要書類を石川労働局長に提出する

1年間

被保険者数の維持 対象労働者数の維持 対象労働者の定着

支給申請 ⑥「**支給申請書（3回目）**」などの必要書類を石川労働局長に提出する

※ 支給申請書提出後、書類審査に加え、原則として事業所の実地調査を行います。